

厚生労働統計の整備に関する検討会開催要綱（案）

1 目 的

検討会は、次の事項を目的とする。

（１）「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策に関し、今後5年間に講ずべき具体的施策が示された。これを受けて、統計情報部所管統計について当該講ずべき具体的施策への対応を検討するに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

（２）「厚生労働省統計調査の省内事業仕分け報告書」（平成22年12月）の提言において、個々の統計調査に関する具体的な検討は、技術的、専門的に行う必要があるため、別会議において行うべきとされた。これを受けて、一般統計調査について、当該報告書の「Ⅱ 厚生労働統計調査の論点等」に掲げられた事項について検討を行うこと。

2 主な検討事項

検討会は、次の事項について検討を行う。

（１）「公的統計の整備に関する基本的な計画」の「別表 今後5年間に講ずべき具体的施策」のうち、「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分に係る統計情報部所管統計の調査事項、調査方法、集計方法等の改善・充実策等について検討を行う。

（２）一般統計調査について、「厚生労働省統計調査の省内事業仕分け報告書」の「Ⅱ 厚生労働統計調査の論点等」に掲げられた統計調査の実施、統計調査の結果提供に関する技術的、専門的な事項。-

3 構 成 員

別紙のとおり。

4 運 営 等

（１）検討会は、統計情報部長が別紙の有識者の参集を求めて開催する。

（２）検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

（３）検討会に座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

（４）座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（５）検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

（６）検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に

著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

(7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

(8) 検討会の庶務は、統計情報部企画課において行う。

(9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

5 開催期間

検討会は平成25年度まで、1年に~~3回~~4回程度開催することとする。

別紙

厚生労働統計の整備に関する検討会構成員

(五十音順、敬称略)

阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
阿部 正浩	獨協大学経済学部教授
石川 広己	日本医師会常任理事
今田 幸子	独立行政法人労働政策研究・研修機構特任研究員
岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科医療情報経済学分野教授 (東京大学医学部附属病院企画情報運営部長)
大沢 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授
西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
齋藤 英彦	国立病院機構名古屋医療センター名誉院長
土屋 了介	公益財団法人がん研究会理事
津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
永瀬 伸子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授